環境倫理学とビジネス・エシックス
―――自然環境はいかなる根拠でステイクホルダーとしてみなされるのか―――

宮坂 純一

1　解 題

「企業と環境」は旧くて新しい問題であるが、自然環境が企業経営上の「問題」として取り上げられるようになったのはそれほど古い時期ではない。産業革命後に時期を限定したとしても企業は長い間自然（界）を「フリーで」「無限なる財」を提供してくれる資源の宝庫と見なしてきた。生産の副産物である汚染は自然の浄化能力によって処理されるし、枯渇はあり得ない、考えられてきた。それは、工場の煙突からはき出される黒煙が経済成長のシンボルである、と見なされた時代でもあった。しかしそのような時代は次第に転換期を迎える。石油をはじめとする天然資源が有限であることがわかってきただけでなく、「大量生産・大量消費」は大量の汚染物質を生み出し、それはバイカル湖をも汚染してしまった。われわれは、その事実によって、いまの生産方式が自然の浄化能力を遙かに超えるものであることを学んだのである。

企業にとって自然環境問題は公害問題としてはじまり、対処すべき問題として認識されるようになった。1970 年代の「社会的責任」論はまさに公害問題の顕在化によって生まれた「流れ」である。しかしそのような「認識」は受動的なものであり、企業側からの積極的なリアクションは生まれなかった。というのは、企業社会は「自由」を標榜する市場経済のもとで自由競争に支えられてきたが、その自由は「他者危害原則」に象徴的に示されているように功利主義的な自由であったからである。それ故に、企業の対応「策」は政府との関係に矮小化され、法令・条例の遵守という「必要最低限の」レベルで対処されるにすぎなかった。そしてその結果として、少数の勝者と多数の敗者が再生産され、さまざまな問題が生み出されてきた。

たしかにわれわれの世界では自由は多くの活動の原動力である。しかしすべての問題を効率性に還元して「解決」したり、功利の観点から問題にすることだけでよいのであろうか。このことがいま問われている。本稿の問題意識との関連で言えば、企業経営のあり方が環境主義から新たな課題を投げかけられる時代になったのである。環境基準が設定されている、ＩＳＯもある。しかしそれ以外にも、法令を超えて、すべきことがあるのではないだろうか、と。

環境、特に自然環境との関わりで倫理学的発想を借りて現実の諸問題を検討する学問として、環境倫理学がある。企業のあり方を倫理的観点から再検討するなかで学問としての市民権を獲得してきたビジネス・エシックスもそのような（環境倫理学と軌を「一」にする）学問である。しかしながら環境倫理学とビジネス・エシックスはどちらも応用倫理学であるが「異なる理論と概念的基盤に依拠」して別々に発達してきたために、しかもビジネス・エシックスは、倫理的アプローチという点では、環境倫理学と比べると「後発の」学問であるためか、それらは「分断状態」にあり、そこには「溝」がある、との認識がある。そしてそのような現状認識に基づいてその間に「橋を架ける」ことが必要である、と主張されてきた（1)。たしかに２つの応用倫理学が「ひとつ」の学問に「統合」されるとは現状では考えにくいが、お互いに「没交渉」のまま「分断状態」が続くことが「不幸な」ことであることもたしかであり、現在そのような「溝」を埋める作業がはじまりつつある。

そのような学問的状況の検討は別稿に譲り、本稿ではとりあえずヨリ基本的な事柄の解明を目的としている。「遅れてきた」ビジネス・エシックスは環境問題に対してどのようなアプローチを展開してきたのであろうか、ヨリ端的に言えば、ビジネス・エシックスには環境倫理学とは異なる視点があるのであろうか。これが本稿の問題意識である。早々と「結論」（らしきもの）を述べるとすれば、ビジネス・エシックスに環境倫理学とは異なる視点があるとすれば、それは、私見では、自然環境をステイクホルダーとして見なすことであり、そこにビジネス・エシックスの独自性がある。しかしそのような視点を確立するまでの道のりは「長かった」。これが環境倫理学との「差」であり、それは環境倫理学の成果を「摂取」することで可能になったのであった。

ビジネス・エシックスの現在の到達点の「ひとつ」である契約論的なビジネス・エシックスの発想に従えば、企業はさまざまな社会契約のなかで活動している。そこには、企業の社会契約の一方の当事者としてステイクホルダーが想定されており、（他方の当事者である）企業はそのステイクホルダーの権利を護ることないしはそのステイクホルダーに対する義務（責任）を果たすことを社会から期待されている、との理解がある。このことを経営者の意識的活動に即して捉え直すと、ステイクホルダー・マネジメントという考え方が生まれてくる（2)。

企業の社会契約とは企業と社会の間の明示的なあるいは暗黙の了解であり、別の表現をすると、ある存在は社会によって権利を認められているということないしはある存在に対して人間は義務を負っているということを社会が企業に要求し、企業がそのような権利や義務を認めることによって成立する。このことは、逆に言えば、企業がある存在をステイクホルダーとして見なすということはその存在に関する社会の要求（意思）を認めそれを実現する意思を明確にしたことを意味している。

ただしそこには「大きな」問題が残されていた。それは、これまでの「常識」に従うならば、すべてのステイクホルダーが権利を有している、とは言えないことにある。従業員や消費者等々については、それがどのような権利なのか、その内容に関しては議論の余地があるが、少なくともその権利については語ることはできる。しかし、自然（や地域コミュニティ）に関しては、その権利そのものについて語ることができるのかーーーこれが問題になってくる。これは「大きな」問題である。というのは、権利を持たないものを契約の当事者として見なすことは、常識的な発想では、ナンセンスであるからである。

契約論的なビジネス・エシックスあるいはステイクホルダー・マネジメントは、この問題をどのように受け止めてきたのか、そしてどのような形でその問題を「解決」して理論を構築しつつあるのであろうか。

２　環境倫理学の問題提起

2-1　人間中心主義から「脱」人間中心主義への転換

環境問題を論じている学問は多岐に渡っており、それらは環境科学とか環境論と総称され、すでに膨大な知見が蓄積されている。本稿では、それらのなかの環境「思想」、特に、環境倫理学を念頭に置いて、その「流れ」を本章の趣旨に沿ってしかも必要な範囲で整理してみたい。

1972 年に、C. Stone によって、ある裁判を「題材」として、「木は法廷に立てるのか」という問題が提起された（3)。1965 年にアメリカのシェラ・ネバダ山中にあるミネラルキング峡谷の開発が計画され、それに対して「シェラ・クラブ」が公益代表者として訴訟を起こした。この裁判自体は、最高裁が「開発によってシェラ・クラブの活動が侵害されるという主張をしていない」ことを理由にシェラ・クラブの控訴（上告）を却下したことで「僅差で」決着がついたが、ひとりの判事がストーン論文を引用し、この裁判の一方の当事者は「ミネラルキング」であると発言したことによって、「樹木の当事者適格性」が広く知られるようになった。

人間以外の存在を原告として提訴された事例は日本にも幾つかある。日本で初めての「自然の権利訴訟」は 1995 年２月におこなわれた。これは、主として奄美大島の住民が、奄美大島に住む野生生物（アマミノクロウサギ・アマミヤマシギ・ルリカケス・オオトラツグミ）を原告として、ゴルフ場開発中止を求めて鹿児島県知事などを訴えたものであり現在も審議が続いている。

奄美以外にも、動物や生態系を原告として起こされた訴訟として、茨城県の「オオヒシクイ」裁判、諫早湾の「泉水海」裁判、川崎市の「生田緑地・里山」裁判、神奈川県相模川の「相模大堰」裁判、大雪山の「ナキウサギ」裁判が知られている。

Stone の主張は、法律の専門家がこれまで「もっぱら人間の管理の対象・保護の対象としてしか位置づけられてこなかった自然や生物に、人間と対等の人格を認めたという点で」（4）極めて画期的ものであった。ただしそれ以前にも、人間以外の動植物にも権利があるのだ、という考え方は主張されていた。

A.Leopold　は 1949 年に「土地倫理」を提唱した著作で「倫理拡張の必然性」について

つぎのように述べている。「倫理の適用範囲の拡張は、従来は哲学者だけが研究してきたが、実は生物進化の過程に他ならない。･･･最初の倫理則は個人どうしの関係を律するものであった。･･･その後に付け加えられた倫理則は個人と社会の関係を律するものであった。･･･人間を取り巻く環境のうち、個人、社会に次いで第３の要素である土地にまで倫理則の範囲を拡張することは･･･進化の道筋として起こりうることであり、生態学的に見て必然的なことである。･･･これまでの倫理則はすべてただひとつの前提条件のうえに成り立っていた。つまり個人とは相互に依存し合う諸部分からなる共同体の一員であるということである。･･･土地倫理は、この共同体という概念の枠を、土壌、水、植物、動物、つまりはこれらを総称した『土地』にまで拡大した場合の倫理を指す。･･･自然は共同体であり、大地の倫理は、ヒトという種の役割を土地という共同体の征服者から、平凡な一員、一構成員へと変えるのである」(5)。これは全体論的な立場に立つ「生態系中心主義」（ecocentrism）である。今日アメリカを中心として広まっている原生自然を保護しようという考え方（ウィルダネス wilderness）はこの流れである（6)。

また、P.Singer は、1972 年に、黒人の解放、女性の解放、ゲイの解放そしてその他のさまざまな解放の延長として、動物の解放を構想している（7)。これはその後の原子論的な立場から「動物の権利」を唱道する運動に大きな影響を与えることになった。

「権利の拡張」という考え方は環境思想の「ひとつの」流れとして「人間中心主義から非-人間中心主義への転換」が進んでいることを象徴的に示すものであった。そしてこのような立場をヨリ鮮明にしたのが、急進的な生態系中心主義として知られるディープ・エコロジーである。

ディープ・エコロジーは 1973 年にスェーデンの Arne Naess によって提唱されたホーリスティックな思想である。彼によれば、エコロジー運動には２つのものがある。１つは、「発展」を遂げた国々に住む人々の健康と物質的豊かさの維持・向上を主要な目標に据えた「環境汚染と資源枯渇に対する取り組み」であり、彼はそれをシャロウ（shallow）・エコロジーと呼んでいる。これに対して彼が積極的に提唱しているのがディープ・エコロジーである。それは「生き栄えるという等しく与えられた権利」を人間に限定する「人間中心主義」を拒否することから成り立っている（8)。「生物を人間のために保護するのではなく、その生物の生態系の中での自己実現を保証していくこと」(9)。彼は、そこに、深いエコロジー運動展開の基礎を据えたのであった。

ディープ・エコロジー運動を支えるのはつぎのプラットフォーム原則（根本原則）である。1）地球上の人間とそれ以外の生命は「内在的な固有の価値」を持っている、2）生命が豊かに多様な形で存在することにはそれ自体の価値があり、第１原則の実現に貢献する、3）人間には、不可欠な必要を満たす以外に、豊かさや多様性を侵す権利はない、4）人間と人間以外の生命が豊かに生きるためには、人口の減少が必要である、5）人間の自然界への介入は現在過剰である、6）政策変更を実施し、経済的、技術的、思想的な基本構造を変革する必要がある、7）物質的生活水準向上へのこだわりを捨てて、生活の質の真の意味を理解することが思想上の変革である、8）これらの７項目に同意するものはその変革の実現に向けて努力しなければならない。

Naess の主張は 1980 年代に J.Callicott　によってヨリ全体論的に展開された（11)。

人間による完全な「自然支配」を拒否すると同時に、ディープ・エコロジーを「混乱した『生命中心的』あるいはアンチヒューマニスト的なもうひとつの極端」（12）として批判しているのがソーシャル・エコロジーである。その代表的な論者 M.Bookchin によれば、環境思想・運動としての「ウィルダネス」は人間の本性（human nature）を拒絶し、人間に社会的交流を心の中で否定させ、（本来の意味での、すなわち、原生自然を意味しているにすぎない）ウィルダネスと文明の無用な対立を招くことになる（13）。「社会的批判と社会の再構築の展望にしっかりと根ざしたエコロジーだけが、自然および人類に有益なやり方で社会を再構成する手段を提供できる」（14）のである。

ソーシャル・エコロジーによれば、生物種としての人間が環境破壊の原因であるとか、「人類」という動物の漠然とした集団が生活世界の存在を脅かす破壊力である、という主張は、企業社会の発想法と極めて類似したものである（15）。なぜなら、ディープ・エコロジーにおいても、「支配」が依然として基本的な概念となっているからである。そこにあるのは「自然世界が『主人』と見なされるか、逆に制御と支配の対象と見なされるのかという違いだけである」（16）。したがって、問題は、「社会進化が自然進化のなかにどのように位置づけられ、なぜ社会進化が全体としての生物圏を損傷するような形で自然進化との対立に追い込まれるのかということ」（17）を再検討することにある。合理的でエコロジー志向の社会をつくりだし、人間の持っている自然の創造性を体現できる能力を活かして、進化的連続体のなかで社会と人間を結合させる途を模索すること（18）―――これがソーシャル・エコロジー運動である。

ソーシャル・エコロジーは、Bookchin　によれば、ディープでもトールでもファットでもシックでもない。それは「ソーシャル」である。それは、魔術、ヒンズー教のお経、フローチャートあるいは超自然的な気まぐれな行為に頼るものではない。それは合理的であることを自認する。道教、仏教、キリスト教ないしはシャーマニズムを取り込み神秘的なメカニズムや未熟な生物学主義を喜ばすつもりはない。それは進化と生物圏を直視する首尾一貫した自然主義であり、空や地中に神々を見いだし自然現象や社会現象をいわば宗教的に超自然的に説明するものではない。

ソーシャル・エコロジーは、哲学的には、西洋哲学の有機体説の伝統を引き継ぐものであり、社会的には、単なるラディカルではなく革命的であり、政治的には、グリーン、正確に言えば、ラディカル・グリーンであり、道徳的には、ルネッサンス的な意味で人間主義（ヒューマニズム）である（19）。

現在、人間中心主義か非-人間中心主義か、という「論争」があるが、これは「非生産的な」対立であるし、人間中心主義を批判することは「役に立たない」、という批判（20）は「的はずれ」であろう。今日問われているのは人間の利便性だけを考え生態系を無視して自然を人間の都合の良いように変えることが進歩である、という思想である。この点、「人間中心主義　＝　人間を自然を構成するひとつの存在として見なし、そのなかで人間の健康や生命を追求することをめざすこと」である、と捉えると、環境主義も公害反対運動も、多くの場合、その目標は依然として人間の健康や生命におかれ、対自然的な意味で、

はっきりと人間中心的（anthropocentric）な姿勢をとっていることになるが、これまでの（全体として人間の利益の向上のみを志向してきた）功利主義的な人間中心主義は少なくとも「拒否」されている。これを批判しているのがディープ・エコロジーであるが、そのディープ・エコロジーもそのことを「否定」しているわけではなく、それだけでは不十分であると主張しているにすぎない。またソーシャル・エコロジーもある意味では「社会的存在としての」人間を中心に自然と調和した社会を目指しているのであり、とすれば、それはいままでとは異なる意味での「人間」中心的なエコロジー運動である。したがって、いずれの環境思想も（既存の人間中心主義を否定するという意味で）「脱」人間中心主義の方向をめざしているという点では共通していることになる。ただしその具体的な内実に関してはよく言えば「百花繚乱」（21）であり、実態としてはそれぞれがお互いに没交渉の中で試行錯誤の状態にある。しかし現状は「不毛な対立」が許される状況をすでに越えている。

人間は生態系の一部である。しかしその人間が生きるためにその「自然の秩序に介入」しなければならない存在であるという「矛盾」―――この「事実」を認識することが重要である。その認識のもとで単純に自然と人間を対立させるのではなくいかにして自然と「折り合い」をつけて生きていくのか―――このことが現在が問われている（22）。

しかしながらわれわれがいま生きている企業社会ではそのような「脱」人間中心主義思想を浸透させることは容易ではない。というのは、改めていうまでもなく、自由市場経済のもとでは企業が「金儲け中心」に動くことの方がナチュラルであり、その結果として自然が「荒廃」することは必然的な法則性であるからである。これを個々の企業の自主性だけに委ねることによって解決することは「不可能」である。

1995 年に、持続可能な成長への産業界の貢献を目的として「持続的な発展を目指す国際ビジネス会議」（WBCSD）が創設された。WBCSD は、持続可能な開発を「将来の世代の自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような進歩の形態」と定義している（23）。第 6 回総会は日本で開催され、旭硝子、デンソー、日立化成、日本原子力発電、鹿島建設、関西電力、キッコーマン、三菱グループ、三井物産、三井化学、ＮＴＴ、日産自動車、セイコー、ソニー、太平洋セメント、帝人、東京電力、東レ、トヨタ自動車、安田火災が参加している。現在でもそこに参加している企業人は大企業の 170 社の代表にすぎぎないが、自社のウェブで WBCSD の趣旨に沿った「取り組み」を公表している企業もあり、WBCSD は「脱」人間中心主義の方向をめざした企業側の第一歩として少なからざる意味を持っている。したがって、このような方向を多くの企業に共有させるにはどのようにすればよいのか、むしろこのことを真剣に議論すべきである。それはビジネス・エシックスの課題のひとつでもある。

2-2　モラル主体としての人間の存立基盤の見直しに向けて

環境倫理学は「もうひとつの」問題提起をおこなってきた。それは、モラル主体としての人間の存立基盤を空間的にそして時間的に問い直す動きである。

宇宙船を人間と環境の関係を表すシンボルとした「宇宙船地球号」という概念がある。これは、豊富な資源と際限のないフロンティアを前提にして、人間は科学技術の革新によって自然を支配し進歩し続けることができると説く、「フロンティア（カウボーイ）倫理」

の対極にあるものであり、R.Fuller（1969 年）によって典型的に発展させられてきた（24)。
地球は直径 8000 マイルの宇宙船である。この宇宙船地球には幾つかの特徴がある（25)。たとえば、宇宙船と地球の共通点として、相対的に閉じたシステムであること、有限であること、独自な内的維持システムを持っていることをあげることができるが、相違点として、宇宙船には戻る基地があるのに地球にはそのような基地がないこと、人間は宇宙船の創造主になれるが地球の創造主にはなれないことを指摘できる。しかし最大の難問は、地球という「宇宙船には取扱説明書がついていない」（26）という重要な事実にある。

現在の環境問題は「搭載されたエネルギー交換構造を誤用し汚染し続けてきた」結果である。しかもその状況は「宇宙船内で生命を再生させることが益々困難となるまでに及んでいる。」しかし「宇宙船地球号がスムーズに飛び続けるためにどうしたらいいのかを知っているものはほとんどいない」（27)。宇宙船地球号に乗員としての乗り込んでいるすべての人間がいまこの現実に直面しているのにその事実を知ろうとしていないのである。

この「宇宙船倫理」は、K.S.Shrader-Frechette が述べているように、新しい世界観、われわれの惑星が本来有限で閉鎖的なものであるということに基礎を置く世界観を求めている（28)。そしてそれに従って、人間観の見直しも必要になってくる。なぜなら、地球を宇宙船に喩えることによって、人間の存立基盤をローカルなものから地球規模の生態系（自然）に広げなければならないことしかもその生態系が有限であることが示されたからである。

人間の時間的な存在基盤を問い直すことを求めているのが「世代間倫理」である。「未来世代の権利」については幾つかの論点が提示されているが、そのなかで Frechette は、人間同士の社会契約は「時間的に限定されている」という主張を排して、時間を超えてすべての人間の間に成立する社会契約がある、との立場から、未来世代の権利について積極的に論じている（29)。

Frechette が自己の立場を論拠づける根拠として注目した考え方は主としてつぎの４点である（30)。

第１に、将来の子孫たちの利害に積極的に関心を持つことは、われわれの感情移入と同情心を高め、それ故に、個人としてのわれわれのためになること、

第２に、われわれは、われわれの先祖のさまざまな働きのおかげで生きているのであるから、将来の子孫の手助けをする義務があること、

第３に、したがって、未来の人々は、われわれが恩義を感じている過去の人々の代理人であり、世代間で契約が成立すること、

第４に、J.Rawls の「原初状態」に世代を超えてすべての人が包摂されると考えられるならば、われわれは世代を超えて公平を望むはずであり、それは未来世代の権利を想定することになること。

世代間の関係を恩に基づく相互契約として捉える考え方に対しては、現在世代と未来世代の間には一方的な関係しか成立しえない、との根強い批判がある（31)。しかしながら、後述のごとく、義務は必ずしも相互的であることを必要としないのであり、一方的な「不完全な」義務もありえるとの立場に立てば、未来世代との契約は「合理的に」成立する（32)。

社会科学であれ人文科学であれそれが人間社会で生まれ発達した学問である限り、それは人間が「より良く生きるための」思想である。その意味で、すべての学問は結局は「人

間中心」にならざるを得ない。しかしその射程距離はさまざまなものとなりえるのであり、そのことによって人間「中心」の意味も大きく変わってくる。「宇宙船倫理（地球有限主義)」と「世代間倫理」の提唱はその人間「中心」の意味をいま空間的にそして時間的に捉え直す時期に来ているのではないのかという問題提起である。

環境思想には現在さまざまな流れがあり、それぞれの主張に個性があるとしても、環境倫理学は「脱」人間中心主義という共通の認識を持つことになった。経営倫理学が従来の倫理学の発想の枠を超えて個人ではなく企業という組織をも「モラル主体」として位置づけて応用倫理学の「新しい」流れを形成したとすれば、環境倫理学の学問的意義・貢献はモラル主体としての人間存在を空間的に時間的に問い直し、そのことによって従前の「人間中心主義的」発想の限界を明確にしたことにある。その意義はビジネス・エシックスにも取り入れられている。

３　ビジネス・エシックスから見た環境倫理

―――-自然環境をステイクホルダーとして見なすことはできるのか―――

ビジネス・エシックスは企業の環境問題をどのようを考えてきたのであろうか。本章の目的は、環境倫理学の発展によってビジネス・エシックスのなかで自然環境の位置づけが変化が生じたのか、そのような変化が生まれたとすれば、それはどのようなものであり、いかなる意味を持っているのか、という問題意識のもとで、自然環境をステイクホルダーとして見なす根拠を確認することにある。

冒頭でも触れたように、ビジネス・エシックスの研究者 S. Rosenthal & R. Buchholtz によれば、ビジネス・エシックスと環境倫理学の間には「溝」（chasm）が存在している。その溝がどのようなものなのか、その具体的な内容は論者によって異なるであろう。しかしビジネス・エシックスが、1990 年代の初め頃までは、環境倫理学に影響を受けて（環境問題に関しては）「発達途上にあった」（on the march）（33）ことはいまでは広く知られている。

1990 年代にビジネス・エシックス学界が「自前の」環境論を持っていなかったことは、1997 年に刊行された『ビジネスエシックス百科辞典』（*The Blackwell Encyclopedic Dictionary of Business Ethics*）の「環境と環境倫理学」の項を国際環境倫理学会の創立者のひとりでもある Laura Westra が執筆していることにも現れている。その一部を引用してみるとつぎのように記されている。「環境倫理学では、『環境』は本来的には人間がその一部分である自然世界を指している。それは進化論的なナチュラルなプロセスにしたがって機能するランドスケープである。しかし人類が絶えず多くの自然体系を変えてきたために、『環境』は人間の使用のために操作されたさまざまなエリア、すなわち、農地、森林そし居住地を含むことになった。環境倫理学は、ビジネス・エシックスやバイオエシックスのように、応用倫理学の一種であるために、倫理を人間と環境の相互作用の問題に適用するものとして見なされるかもしれない。しかしながら、環境倫理学はよく知られた原則・原理 doctrine をある特殊な問題にしかるべき（appropriate）適用する、というものではない。それは、われわれに、一般に認められた原理・原則を拡張したり超えることを要求する。というのは、モラル的考慮の限界を再検討することが求められるからである。われわれのモラル的前提がどのようなものであれ、われわれは、『人間中心的な』パラダイムを超え、

誰があるいは何がモラル的立場を有しているのかを定めなければならない。環境倫理学は他の実践的倫理学と比べるとより幅広く包括的である。それは、多くのエリアの全く新しい問題を見据えた、新しい倫理学である」(34)。

ディープ・エコロジー論者の Laura Westra が執筆を担当したことには極めて意義深いものがある。Westra のビジネスエシックス観が「妥当か」については疑問があるが、彼女への『百科事典』執筆依頼はビジネス・エシックス学界が環境倫理学界の成果を積極的に取り入れる用意のあることを示したものであろう。事実、学界レベルにおいて、環境倫理学との問題意識の共有化に向けての動きが本格的にはじまったのは 1990 年代中頃である。そのことは学会機関誌である *Business Ethics Quarterly*(1995 年)で「環境倫理」に関する特集が組まれたり、《ビジネスに対する「自然環境論的」挑戦》をテーマとして 1997 年に開催された「講演」要旨が採録・掲載(2000 年)されたことに現れている(35)。そこでの議論は多岐に渡っているためにその詳細な検討は別の機会を予定しており、本稿では「ひとつ」の視点に絞って、ビジネス・エシックスが環境倫理学から何を学んできたのか、を整理する。

環境倫理学のビジネス・エシックスに対する最大の理論的貢献(のひとつ)は、ビジネス・エシックスが環境倫理学の成果を取り入れることによって自然環境をステイクホルダーとして明確に位置づける理論的根拠を手に入れたことである。特にこのことは社会契約論的アプローチにとって有力な「武器」を提供することになった。

ビジネス・エシックスの主要なアプローチのひとつに社会契約論的アプローチがある。本稿の筆者もそのようなアプローチ、特に「統合」社会契約論に共感を覚え、経営現象をビジネス・エシックス的な発想であらためて「解読」する作業を続けている。その立場から言えば、企業と社会の間には自然環境の「取り扱い」を巡って「契約」が存在している、との認識が、いつ頃の時点で、どのような形で、生まれたのか、が大きな意味を持ってくる。このことに関して言えば、「企業は環境良心を持っている」という K.Goodpaster の問題提起(36)は「ひとつの」画期であり、ビジネス・エシックスが 1990 年代に入って「自然環境論的」挑戦に答えるようになったことを象徴的に示す出来事であった。

しかしこれだけでは、すなわち「環境良心」を持っていると仮定し議論を推し進めることになっただけでは、企業と社会の間に「社会契約」が存在することの「証明」には不十分である。というのは、そのような「環境良心」の存在の有無によって、多くの人々が自然環境に関して企業と社会の間に「契約」が存在しているということを認識しているか否かを「判断」できないからである。そのことを可能にする概念が「ステイクホルダー」である。自然環境を企業のステイクホルダーとして捉えることが正当化され企業がそのことを認めていることが明らかになるならば、企業と社会の間に「社会契約」が存在する、と「判断」することができる。

ビジネス・エシックス研究者は自然環境に関心を抱いているが、そのすべてがそれをステイクホルダーとして見なしてきたわけではなかった。だが近年では少なからざる文献において、自然環境がステイクホルダーとして位置づけられるようになってきた。たとえば、A.B.Carroll はステイクホルダーを主要なステイクホルダーと二次的なステイクホルダーに分類し、更にその主要なステイクホルダーを「ソーシャルなもの」と「ノンソーシャルなもの」に二分し、自然環境をノンソーシャル・ステイクホルダーのなかに入れている(37)。

ステイクホルダーのグルーピングにはこれ以外の方法もあり（38)、それぞれがそれぞれの意義をもっている。問題はただ単にある「存在」をステイクホルダーとして見なしていると言うことではなく、それをどのような「根拠で」ステイクホルダーとして見なしているのか、その理由付けにある。これに関してはいくつかの見解が提示され（39)、それぞれが一応の「論拠」を有していることもあり、いまだ議論が続いている。

ただしそこには、あまりにも「常識的」な事柄であり、暗黙の前提とされているためか、議論の対象とならず等閑視されてきた問題がある。その問題は社会契約論的アプローチをとると避けて通ることはできないものであるだけでなく、社会契約論的に言えば、それ以外の問題はそれほど「本質的な」ものではなく二次的な性格の問題として片づけられるほど「重要な」問題なのに、なぜか「無視？」されてきた。それは「契約当事者適格性」の問題であり、ある存在が契約の当事者としての資格を有しているのか有していないのかを「判断」できるのか、判断できるとすればどのような「基準」で判断するのか、に帰着する問題である。コトバを換えて言えば、人間ではない自然環境を企業のステイクホルダーとして見なすことができるのか－－－これが問題になってくる。現在のビジネス・エシックスの学問的水準のなかでこの問題がどのように「解決」されているのか。

1995 年、（経営戦略論を専門とする）M.Starik　は、環境倫理学を含む少なからざる学問的成果に基づいて、ビジネス・エシックス学界につぎのような問題を提起した。「樹木にもステイクホルダーとしての地位を与えるべきではないのか」、と（40)。

Starik　は、ステイクホルダーとしての地位が人間だけに限定されている現状を招いた原因として、第１に、企業が自然環境を企業環境の一部として位置づけていなかった時代があったこと、第２に、ステイクホルダー概念がもっぱら政治経済的概念として理解されてきたこと、第３に、人間以外の自然の利害を代理するものとして環境保護局やがシェラクラブなどの環境保護団体がありそれらがステイクホルダーとして認められていたことに指摘し、それらの「理由」が現在では意味を失ってきている、と主張する。彼が重要視しているのはステイクホルダー概念が今日では政治経済的概念を超えていることである。彼の表現を借りると、「ステイクホルダー概念は、1984 年の文献（R.E.Freeman, *Strategic Management:A Stakeholder Approach* を指している－－－宮坂）で一般化することによって、言外に（connotation)、倫理的、社会・心理的（emotional)、法的そして自然科学な（physical）意味を持つものとして発達してきたのであった」(41)。特に、「契約、要求、権利、等の法概念はステイクホルダー志向の概念であり、それを自然環境に適用することは可能なのである」(42)。国家環境政策法や絶滅危ぐ種保護法が制定されているということは事実上自然環境に法的な権利を与えていることであり、自然環境はステイクホルダーとして当事者適格（standing）である。

この　Starik　の論文に対しては、自然を自然自身が権利を有するステイクホルダーとして見なすべきであると論じた先駆的な業績である、との評価がある（43）が、その Starik の問題提起に「異議」を唱えたのが R.Phillips（と J. Reichart）である（44)。彼は、Rawls に依拠し、フェアネスを基軸として、ステイクホルダー・セオリーを展開している。この「フェアネス」は義務の「双務性」に関わる事柄である。義務は道徳的に要求されること（requirement）であるが、それは、彼によれば、何らかの自発的な行為をする（あるいはしないこと）によって生じるものである。そしてその義務は特定の人間によって特定の人

間に対して負うものであり、すべての義務には同時に権利が発生する（44）。このように義務を人間の間の双務的なものとして考える Phillips にとって Starik のアプローチが受け入れがたいものとなるのは当然のことである。

Phillips　も現在の環境倫理学の問題提起の意味を充分に承知している。そのことは以下のような文章から推察される。「『人間中心主義』というコトバが環境倫理学で論争になっている。というのは、その理論がもっぱら人間の権利、義務、行動等を扱っているからである。それと対照的なのがエコ中心主義論であり、それは分析の単位をエコシステムに適用し、人間以外の自然物の権利や義務に関して議論をひろげたり、それらについてモラル的に考慮しようとしている。人間中心的な環境倫理学は、現在の人間やいまだ生まれていない将来の世代に環境がダメージを与える危険性があるために、環境は十分に見張られるべきである、と論じる。一方、非-人間中心主義的（エコ中心的）環境倫理学によれば、環境は、それが関係する人間にダメージを与えるという理由からではなく、人間ではない自然環境自身が･･･ある種の権利やその他の道徳的考慮に値するがために、傷つけられてはならないのである」（46）。

このような理解に立って Phillips はつぎのように続ける。フェアネス・ベースのステイクホルダー・セオリーの立場から言えば、「人間だけが組織のステイクホルダーとなりえる。というのは、人間だけがステイクホルダーという地位に必要な義務をうみだすことができるからである。人間だけが相互に有益な協働活動によって生み出されるベネフィットを享受したいという明確な意思表示をおこなうことができる」。彼にとって、「ステイクホルダー・セオリーは人間中心的な理論である」（47）。

ただし Phillips によれば、その人間中心的な性格は経営者が環境に全く関心を払わないということに繋がるものではなく、ステイクホルダー・フレームの枠内で経営者は環境に対する配慮を十分に発揮できる。というよりも、彼は、経営者は環境に対して配慮すべきである、と主張しているのであり、「自然環境はステイクホルダーとしての資格を欠いているが、経営者が意思決定において環境をモラル的に考慮しなければならない理由が、少なくとも２つある」（48）、と述べている。第１に、自然環境には、ステイクホルダーではないが、モラル的に無視できないもの（moral considerability）があること、第２に、他のステイクホルダーに対して負っている義務が経営者に自然環境に対して真摯であること（diligence）を要求していること、がそれである。これらのことが何を意味しているのか、われわれには、少々わかりにくい。これについて、彼はつぎのように説明している。

ステイクホルダー・セオリーは包括的なモラル理論であることを主張するものではない。ステイクホルダーとしての存在に対する義務（stakeholder obligation）の範囲に収まらないが「モラル的に無視できないもの」はかなり存在している。これが Phillips の基本的な認識である（49）。彼は、それを補強する説として、Goodpaster　の「人間以外の存在の『モラル的に無視できないもの』」論に注目している。Goodpaster は、「生きている（being alive）という条件だけがわたしにとって説得力があり（plausible）恣意的ではない基準のように思われる」（50）、と述べ、「感覚や関心が持てること」を恣意的なものと見なしている。Phillips は、この Goodpaster の主張のなかに、彼が人間ではない存在の「権利」を認めていないこと、そして人間ではない存在は人間と同じ程度でモラル的に考慮されることに値するもではないとしていること、を見いだしている（51）。人間ではない存在は、

生きているということによって、意思決定において何らかの配慮に値する存在となる、との理解である。

経営者はその意思決定において人間ではない自然環境を考慮すべきである、との結論には、ステイクホルダーという概念は「不」必要である。この場合、「不」必要であるということの意味は、あえてステイクホルダーとして見なす「必要性はない」ということである。自然環境は経営者の意思決定に影響を与える「必要不可欠な」要因であり、ステイクホルダーというフレームワークのなかで意思決定をおこなう場合には考慮しなければならないものであるーーーこれが Phillips の「結論」である（52)。

Phillips　の主張は自然環境をいわばステイクホルダー・マネジメントの体系のなかでステイクホルダー「そのもの」と見なすのではなく、いわば「与件」として位置づけるものである。たとえて言えば、それは政府の政策（法令に代表される規制）と同じような位置づけである。しかしながら、社会契約的なアプローチを前面にだすならば、「もうひとつの」（若干視点をずらした）解釈も可能なのではないだろうか。

自然をステイクホルダーとして見なすということは、自然に権利があるということを宣言するものであるが、その場合、自然はどのような権利を持つのであろうか。内在的な権利（いわゆる自然権）かそれとも法的な権利なのか。権利は人間にとっては意味があるが、自然にとっては、別の言い方をすれば、自然相互間においては「権利」というものは意味がないものである。したがって、自然に「内在的な」を権利があると考えることは現実の世界ではナンセンスなことであり、その意味で、自然の権利とはあくまでも人間が「付与する」人工的な権利である。つまり人間が存在し生活し続けるために「必要」であるがために、便宜上、人間は自然に対して権利を認める（認めざるを得ない）のである。これは、Phillips　とは異なり、企業は自然に対して「一方的な」義務を負っている、と主張することであり、それは今日では「正当化」される。

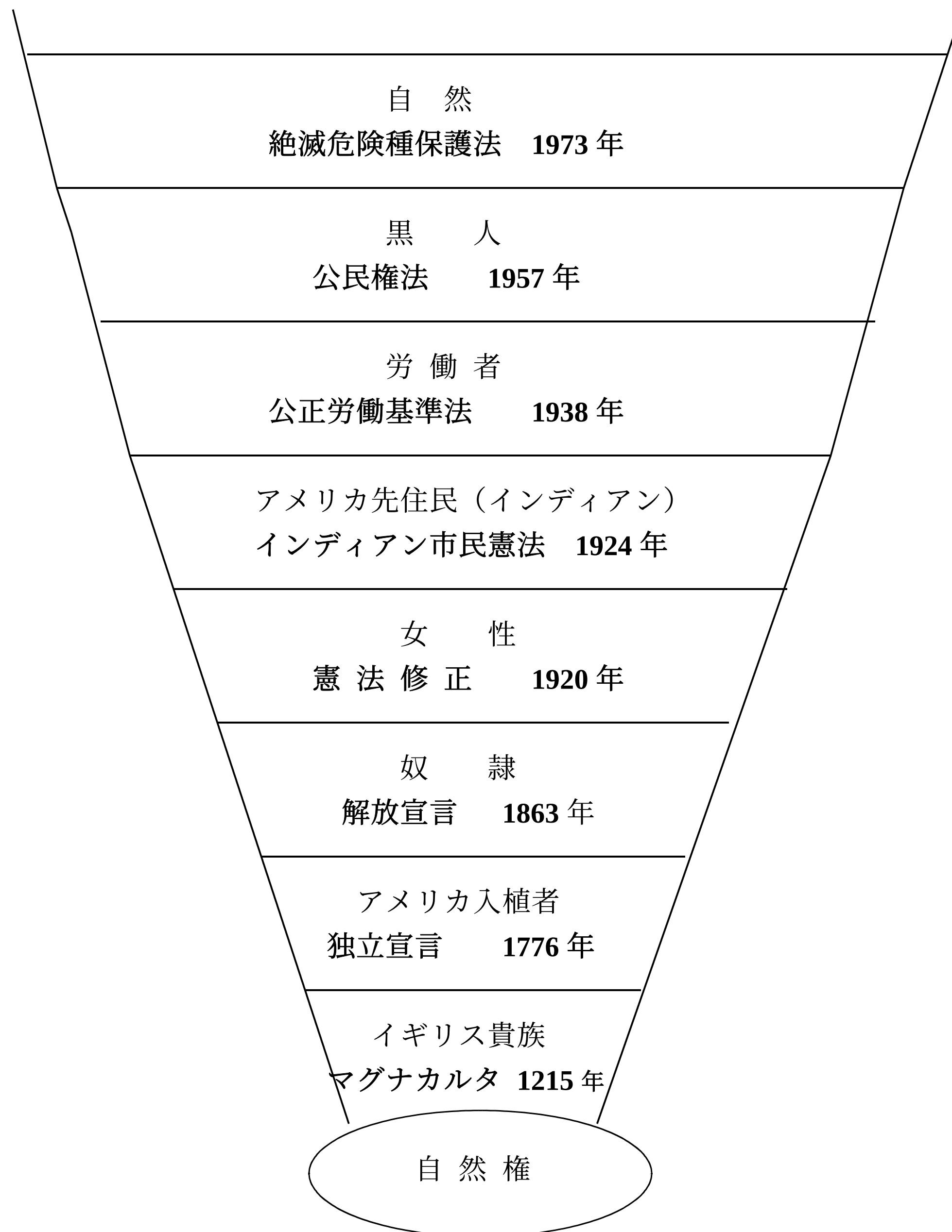
周知のように、R.F.Nash　は、「自然は権利を要求するわけではない」と断りつつ、自然権の拡大プロセスを図表１のように図式化している（53)。

また彼はつぎのように述べている。「人間は地球の人間以外の居住者の権利を明確化し、さらに擁護する責任をもつ“道徳的主体”（moral　agent）である。権利に対するこのような概念には、『人間は自然に対して義務や責任がある』という意味が含まれている」（54)。

加藤尚武は、ローマ時代の法理に言及して、対等な相互的関係でなりたつ完全義務と対等ではない一方的な義務で成り立つ不完全義務を区別している（55)。

人間は人間ではない存在をステイクホルダーと見なしそれに対して義務をもっているという主張に「正当性」を与えるのが、環境倫理学の問題提起（すなわち、現在では人間の存立基盤を空間的にそして時間的に捉え直して直面する諸問題に対処しなければならない、との認識）である。そのような義務が「弱いもの」でとまるのか「強力なもの」にまで進むのか、という問題は、まさにわれわれが自然環境の「荒廃」をどの程度「深刻に」自覚しているのか、そしてその認識のもとで企業のあり方を真剣に変えようという思いがあり実際に行動に移す覚悟が本当にあるのか、に関わる事柄である。Naess　のコトバを借

図表１　自然権の拡大



〔出典〕ナッシュ著松野弘訳『自然の権利　環境倫理の文明史』36 ページ。

りれば、そのような人間側の認識度が浅いエコロジーにとどまるかそれともそれを超えて自然と向き合うのかを分ける分水嶺になる。

企業の社会契約とは企業と社会の間の明示的なあるいは暗黙の了解である。これを実態に即して言い換えると、そのような契約は、社会がある存在に権利を認めているということ（ないしは、ある存在に対して人間が義務を負っていること）を企業に要求することであり、企業がそのような権利や義務を認識することである。しかし企業と自然環境との間の契約は特殊なものである。というのは、人間が一方の当事者である企業と他方の当事者（自然環境）の間に介在して、人間がその当事者（自然環境）に対して一方的に義務を負っていること（その権利を護る責任があること）を認めている－－－それがその契約の内容であるからである。

このことは、そのような社会の要求を認めることによってはじめて自然環境という存在が企業にとってステイクホルダーとなることを意味している。企業は自然に対して「一方的な」義務を負っている、と主張するのがステイクホルダー・マネジメントである（56)。ただしこれはすべての企業が自然環境をステイクホルダーとして見なさなければならないということではなく、個別企業ごとにその認識に違いが生まれることもあろう。それはやむを得ない事柄である。なぜならば、それは社会の「要請」を無視したその企業独自の社会観や「自然」観の反映であるからである。しかしそのような自己の行動に対する責任は企業自身がとらなければならない。本稿の立場で言えば、そのような企業が利潤をあげ存続できるという社会は決して「健全な」社会ではない。それらの企業が社会的に淘汰される仕組みを作り上げるための思想的基盤を提供するのがビジネス・エシックスである。

このように、環境倫理学の発想を借りることによって、自然環境はステイクホルダーとして位置づけられるために必要な理論的「根拠」を得たのである。正確に言えば、自然環境をステイクホルダーとして位置づける「可能性」を手に入れることになった、ということである。もちろんこれだけでは、 Phillips の疑問からもわかるように、不十分である。それに対する回答も含めて、自然環境にどのような権利を認めるのか、その権利の内容の内実を与え自然と真摯に向き合うことが今後益々問われていくであろう。

たとえば、自然環境はグローバル・ステイクホルダーとして位置づけられることもある（57)。これは企業と自然環境との間に「社会契約」が存在していることを認めることであり（58)、今後そこに具体的な「内容」を織り込んでいくことが求められる。実際に、コー円卓会議の見てもこの点が一番不十分であったのだ（59)。

ある経営者がボギーの名台詞をもじって、「企業は利益をださなければ存続できない。しかし、環境に配慮しなければ存続する資格がない」（60）と述べたことがあった。このコトバは「カッコいい」が、それを実行に移すには企業側に相当の覚悟が必要である（61)。ビジネス・エシックスはこの問題に答えていかなければならない。ビジネス・エシックスはここでもその学問の存在意義を問われる。

４　企業の環境対策はいかなる点で倫理的なのか

自然環境の荒廃との関連で国際レベルで議論されている「環境問題」領域は現在の時点

でも、たとえば、工場排水による水質汚染、海上への石油流出、有害物質の不法放棄、大気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、森林伐採、土地の荒廃、多くの種が絶滅の危機に瀕していること、等々と広範囲にわたっている。日本でも、そのような現状を反映して、環境基本法が制定されその第 16 条において、上記の領域と比べる不十分ではあるが、主として、大気、水質、土壌の汚染に関する「環境基準」(62)が定められ、環境庁によって「環境マネジメントシステム」も提唱されている(63)。

このような基準は、本稿の文脈で言えば、社会が自然環境にも「権利」(いわゆる道徳的な権利としての自然の権利ではなく、人工的に付与された権利)があることを認めた結果であり、人間社会が企業には「健全な」自然環境を保全・保護し次の世代に残していく義務があることを表明したものである。このような社会の要請を受け入れた企業は自然環境をステイクホルダーとして認め「環境経営」の名の下にさまざまな環境対策を実施することになる。

環境対策の代表的な事例としてリサイクルがある。

それと関連して、企業では、たとえば、(ある製品の、原材料の段階から、製造、配給、使用、廃棄に至る、プロセスが、環境にどのような影響を与えているのか、について、情報を収集する)ライフサイクル分析、(工場や配給システムがエコシステムに適うように、デザインする)産業エコロジー、(ある製品が最終的に使用されなくなった時点で、容易に安全に分解され回収されるように、当初からデザインする)分解可能なデザイン(64)が現実に実施されている。これらの個々の事例を検討し企業の環境「保全」政策の「妥当性」を検証することもビジネス・エシックスの課題となろう。

しかしながら、企業には上記の基準だけが「義務」づけられるのではない。というのは、「持続可能」という概念がかなり「曖昧」であり、それに具体的な内容を与えるのが今後の課題になってくるからである。自然科学の発達によって環境問題の領域は「拡大」(ないしは「縮小?」)することが予想されるし、既存の基準値の見直しも進むであろう。たとえば、「環境危機をあおってはいけない」(65)と言われると、自然科学に「疎い」われわれは科学者の間に「最低限の」定説がないのか、と戸惑うことになる。これは科学が進歩すれば「解消」される問題かもしれないが、逆に、新技術が開発されればいままでとは異なる「新しい」問題が出現することは必至であり、これに類する「発言」が絶えることはないであろう。

社会科学(や人文科学)に求められている課題はそのような自然科学の動向に関係なく、われわれにとって Good な社会とは何なのか、それに相応しい企業社会とはどのようなものなのか、企業のあり方はいかなる方向にすすむべきなのか、等々に関して、判断基準を提示することにある。本稿の文脈で言えば、自然環境の「変容」に対応していかなる仕組みを企業内にあるいは企業を超えて構築していくのか―――これが社会科学としての経営学(ビジネス・エシックス)に課せられた課題である。一例を挙げると、現在「大量生産・大量消費」に関わって「消費が多すぎるのではないのか」という問題提起がおこなわれている。この問題を現代の企業社会に生きる人間はどのように考えればよいのか。自然環境の有限性を忘れ現在に生きる人間だけの利益を念頭において人間の潜在的欲望をさまざ

まな方向へと具現化する経営戦略をたてている企業に対して、それでよいのか、と問い続けること―――このことがビジネス・エシックスの課題となろう。

自然環境をステイクホルダーとして認めず環境対策を実施しない企業もあろう。それもあり得る選択肢であり、それは企業の自主的な決定に委ねられる。繰り返すことになるが、そのような企業が存続できるのかできないのかは今日の市民社会に生きる人々の判断にかかっている。

更に言えば、「環境に優しい」商品に対する関心が高まる世論を悪用して、環境保全に役立つ商品として認定されたことを示す「エコマーク」を不正に使用している企業が続出している（66）。これは、自然環境をステイクホルダーとして認め環境対策をしなければ生き残れなくなってきたことを承知したうえで「現実には」環境対策を実施していない企業の事例であり、その意味では、「悪質な」企業である。このような企業をなくすためにはもちろん実名の公表を含めて「情報公開」が必要であるが、そのような企業の存亡は消費者の判断にかかっていることを考えると、同時に消費者教育の重要性が浮かび上がってくる。ここにもビジネス・エシックスに課せられた課題がある。

本稿は環境問題をビジネス・エシックスの立場から考えていくために最低限必要な概念について整理したものである。今後、これをベースとして、うえで触れた問題を念頭に置いて「企業と自然環境」についてヨリ詳細に検討することにしたい。

2004/02/25　脱稿

【後記】

本稿を書き終えた後で、Cathy Driscoll and Mark Starik, The Primordial Stakeholder : Advancing the Conceptual Consideration of Stakeholder Status for the Natural Environment , *Journal of Business Ethics*, January 2004, Volume 49, Issue 1 を入手した。彼らは自然環境を Primordial Stakeholder として位置づけている。そこでは、ステイクホルダー概念の変遷が整理される同時に、R.A.Phillips の主張を念頭に置いて、ステイクホルダーを特定する基準は「フェアネス」だけではないことにも言及され、自説がヨリ詳細に展開されている。

2004/03/25

注

（1）S.Rosenthal and R.Buchholz, *Rethinking Business Ethics : A Pragmatic Approach*, Oxford University Press,2000,p.82.

（2）これに関しては、宮坂純一『企業は倫理的になれるのか』晃洋書房、2003 年を参照。

（3）C.Stone, “ Should Threes Have Standing ? -- Toward Legal Right For Natural Objects ” , In T. Beauchamp and N.Bowie（eds）,*Ethical Theory and Business*, 2nd Edition,Prentice-Hall, 1983. ストーン著岡嵜修・山田敏雄訳畠山武道解説「樹木の当事者適格－－－自然物の法的権利について」『現代思想』第 18 巻第 11 号、1999 年。

（4）同上、95 ページの畠山武道解説を参照。

（5）アルド・レオポルド新島義昭訳『野生のうたが聞こえる』講談社学術文庫、1997 年、316-319 ページ。加藤尚武は、レオポルドの権利が 3 段階で拡張するという「歴史的なトレンド」説には根拠がない、と論じている。加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1991 年、172-173 ページ参照。

（6）ウィルダネスについては http://www.hi-ho.ne.jp/kaori-s/index.html がわかりやすい。

（7）彼の論文は、シュレーダー＝フレチェット編京都生命倫理研究会訳『環境の倫理　上』、晃洋書房、1993 年に収められている。

（8）アラン・ドレングソン、井上有一共編井上有一監訳『ディープ・エコロジー』昭和堂、2001 年、第 1 章参照。

（9）鬼頭秀一「『環境倫理』再考」（東京文庫編『環境論を批判する』1995 年）、207 ページ。

（10）アラン・ドレングソン、井上有一共編井上有一監訳、前掲書、第 4 章参照。

（11）彼の論文は、小原秀雄監修『環境思想の系譜 3　環境思想の多様な展開』東海大学出版会、1995 年で読むことができる。

（12）マレイ・ブクチン著藤堂麻理子他訳『エコロジーと社会』白水社、1996 年、15 ページ。

（13）Murray Bookchin, *Remaking society*, Black Rose Books,1989,p.153. 彼の「人間の本性」理解には、「人間とは自然の進化の産物であり、社会はその進化のプロセスから生まれ、そしてその変形した自然世界をそのままそれ自身の進化のなかで社会生活に取り込んでいく、という事実」認識が反映している（Bookchin, *op.cit.*.）。

（14）マレイ・ブクチン著藤堂麻理子他訳、前掲書、15 ページ。

（15）同上書、10 ページ。

（16）同上書、44 ページ。

（17）同上書、51 ページ。

（18）同上書、47 ページ。

（19）M.Bookchin,“ Social Ecology Versus Deep Ecology ” , in J.DesJardins, *Environmental Ethics : Concepts,Policy,Theory*, Ma1yfield, 1999, pp.538-539.

（20）岡本裕一郎『異議あり　生命・環境倫理学』ナカニシヤ出版、2002 年参照。

（21）たとえば、シュレーダー＝フレチェット編京都生命倫理研究会訳『環境の倫理　上』、晃洋書房、1993 年，同『環境の倫理　下』、および小原秀雄監修『環境思想の系譜 1』東海大学出版会、1995 年、同『環境思想の系譜　2』、同『環境思想の系譜　3』

を参照のこと。
（22）卑近な事例であるが、昔の人々は山菜採りにしても決してすべてを採ることはなかった。来年も同じような状況に「回復」して山菜採りが継続できるような「配慮」をしてきた。これが「循環」である。たしかにこのことを現代社会のすべての現象に当てはめることは「困難」であろうが、そのことを志向し続ける以外に選択肢はない。
（23）http://www.wbcsd.ch/templates/TemplateWBCSD4/layout.asp?MenuID=1 2003/12/10 アクセス。WBCSD については、G.Ledgerwood and A.I.Broadhurst, *Environment ,Ethics and the Corporation*,MaCmillan Press,2000,pp.69-76 で評価されている。
（24）フラー著芹沢高志訳『宇宙船地球号操縦マニュアル』ちくま書房、2000 年。
（25）シュレーダー＝フレチェット編京都生命倫理研究会訳『環境の倫理 上』、82-85 ページ。
（26）フラー著芹沢高志訳、前掲書、51 ページ。
（27）シュレーダー＝フレチェット編京都生命倫理研究会訳『環境の倫理 上』、83-88 ページ。
（28）同上書、89 ページ。
（29）同上書、第２部３「未来世代の権利」を参照。
（30）同上書、125-126 ページ。
（31）このような議論に関しては、石橋嘉彦他編『人間論の 21 世紀的課題 応用倫理学の試練』ナカニシヤ出版、1997 年、12 章参照。
（32）未来世代の権利が最近ビジネス・エシックス学界でも本格的に論じれるようになってきた。R.Jeurissen and G.Keijzers,“ Future Generations and Business Ethics ”, *Business Ethics Quarterly*,14-1,2004.
（33）W.M.Hoffman, “ Business and Environmental Ethics, ” *Business Ethics Quarterly*,1-2.1991, pp.169-170.
（34）P.Werhane and R.E.Freeman（eds.）, *The Blackwell Encyclopedic Dictionary of Business Ethics*,Blackwell,1997,pp.205-208.
（35）他にも、ビジネス・エシックスの立場から環境問題を積極的に論じたものとして、S.Fineman,“ The Natural Environment,Organization and Ethics ”,in M.Parrker(ed.),*Ethics and Organization*, SAGE,1998)がある。また N.Barry, *Business Ethics*,Purdue University Press, 2000 は環境をビジネス・エシックスの観点から論じているし、環境倫理学を意識したアンソロジーとして、J.DesJardins, *Environmental Ethics : Concepts,Policy,Theory*, Ma1yfield, 1999 が注目に値する。
（36）K.Goodpaster, “ Can a Corporation Have an Environmental Conscience? “ , in W.Hoffman, R.Frederick and E.Petry,Jr（eds.）,*The Corporation,Ethics,and the Environment*,Quorum Books,1990,pp.25-38.
（37）A.B.Carroll and A.K.Buchholtz, *Business and Society.Ethics and Stakeholder Management*, 5th Edition,Soputh-Western Publishing Co., 2003, p.71.
（38）ボディショップの事例として、D.Wheeler and M.Sillanpaa, T*he Stakeholder Corporation: A Blueprint for Maximizing Stakeholder Value*, Pitman, 1997 がある。
（39）T.Donaldson and L.Preston, “ The Stakeholdr Theory of the Corporation : Concepts,

Evidence, Implications ”, *Academy of Management Review*, 20（1), 1995; R.Mitchell and D.Wood, “ Toward a Theory of Stakeholder Identification and Salience : Defining the Principle of Who and What Really Counts ”, *Academy of Management Review*, 22（4), 1997; S.Coheh, “ Who are The Stakeholder ? What Difference It Make ? ”, *Business & Professional Ethics Journal*, 15（2), 1998 をあげることができる。

（40）M.Starik, “ Should Threes Have Managerial Standing ?　Toward Stakeholder Status for Non-Human Nature ”, *Journal of Business Ethics*,14-3,1995,pp.207-217.

（41）M.Starik,*op.cit.*,p.211.

（42）M.Starik,*op.cit.*,pp.210-211.

（43）Brian Harvey, “ Managing Relationships with Environmental Stakeholders: A Study of U.K. Water and Electricity Utilities ”, *Journal of Business Ethics*, 30(3),2001,p.243.

（44）R.A.Phillips and J.Reichart, "The Environment as a Stakeholder? A Fairness-Based Approach", *Journal of Business Ethics*, 23-2,2000.

（45）Phillips and Reichart,*op.cit.*,p.186.

（46）R.Phillips,*Stakeholder Theory and Organizational Ethics*, Berrett-Koehler, 2003,p.143.

（47）R.Phillips,*op.cit.*,p.143.

（48）R.Phillips,*op.cit.*,p.144.

（49）R.Phillips,*op.cit.*,pp.144-145.

（50）K.Goodpaster, “ On Being Morally Considerable ”,*The Journal of Philosophy*,75,1978,p.310.

（51）R.Phillips,*op.cit.*,p.145.

（52）R.Phillips,*op.cit.*,p.145.

（53）ロデリック・ナッシュ著松野弘訳『自然の権利　環境倫理の文明史』ちくま学芸文庫、1999 年、32 ページ。

（54）同上書、42-43 ページ。

（55）加藤尚武『応用倫理学入門』晃洋書房、2001 年、69-70 ページ。これに関しては、加藤尚武『合意形成とルールの倫理学』丸善、2002 年、18 章も参照。また「権利ベースの道徳」を批判的に検討し権利の意味を吟味している文献として、ラズ著森際康友編訳『自由と権利』勁草書房、1996 年があるし、完全義務と不完全義務を論じた文献として、シューメーカー著加藤尚武他訳『愛と正義の構造』晃洋書房、2001　年がある。

（56）これはコミュニティを地域住民だけでなく、住民を含めた地域そのものと考えると、そのコミュニティにも当てはまる。地域コミュニティの健全な存続が人間にとって有益であるとの認識がコミュニティをステイクホルダーとして見なすことに繋がる。

（57）2000 年度に公刊された *Business Ethics Quarterly* は　11 ページで触れたように、《ビジネスに対する「自然環境論的」挑戦》をテーマとした特集号であり、そのセクション 7 のタイトルは「グローバル・ステイクホルダーとしての環境」である。また地球を「神秘的な spiritual ステイクホルダー」として見なす発表要旨も掲載されている。

（58）Carroll の著作（A.B.Carroll,*Business and Society.Ethics and Stakeholder Management*）

第２版（1993 年）の 11 章は Starik の執筆によるものであり、その第５版のひとつの章にも Starik が共同執筆者として参加していることを考えると、Carroll も自然環境を独自のステイクホルダーとして見なしている、と推定される。

（59）コー円卓会議をまとめているひとりである Stephen Young が著した円卓会議の意義を解説した文献でも環境については具体的に触れられていない。このことは経営者側から見ると環境への対応が「厄介な」課題であることを示している。S.Young, *Moral Capitalism.Reconciling Private Interest with the Public Good*, Berrett-Koehler,2003.

（60）日本環境教育フォーラム、安田火災海上保険編「市民のための環境講座 下」中央法規出版株式会社、1997 年、115 ページ。

（61）N.Barry は、権利を自然に拡張すべきではないという議論はビジネスにとっても説得力がないことを認めたうえで、環境に相応しい倫理は環境主義者が主張しているものとは異なると述べ、石油業界とバルディーズ原則を例に挙げて、産業規模での協力を保障し周知の協定の違反者を処罰することは困難であると、自主規制の難しさを指摘している、これは、「資本主義のモチベーションである利己心と利潤欲求が必然的に環境への配慮の欠如を導き･･･、個々の事業家に彼らが直接に関心を持たない事柄に対する配慮を期待することができない」という市場資本主義倫理のなせることなのであろうか。N.Barry,*Business Ethics*,Purdue University Press,2000,pp.149-168.

（62）http://www.env.go.jp/kijun/index.html 2003/12/25 アクセス

（63）http://www.env.go.jp/info/manage/index.html 2003/12/25 アクセス

（64）この事例の代表的なものとして Bristol-Myers Squibb 社の Environment 2000 がある。これについては、 T.Hellman, “ Integrating the Environment into Business Planning ”, in T.Donaldson and P.Werhane（eds.）,*Ethical Issues in Business: A Philosophical Approach*, Prentice-Hall,1999 に解説があるし http://www.bms.com/static/ehs/ourenv/data/ourenv.pdf （2003/12/26 アクセス）にも詳しい説明がある。日本企業の事例に関しては、たとえば、少し旧いが、吉澤正・福島哲郎編著『企業における環境マネジメント』日科技連出版社、1996 年がある。

（65）ロンボルグ・山形浩生訳『環境危機をあおってはいけない。地球環境のホントの実態』（文藝春秋、2003 年。

（66）日本経済新聞、2004 年３月３日朝刊。